

雇い止めの相談相次ぐ／派遣トラブルホットライン／雇用安定措置は「機能不全」

(2018年9月27日 連合通信・隔日版)

NPO派遣労働ネットワーク（理事長・中野麻美弁護士）が9月1、2日に行った「派遣トラブルホットライン」には、「雇い止め（契約打ち切り・不更新）」の相談が多く寄せられた。大半が、2015年「改正」で個人単位の派遣上限が一律3年（有期雇用の場合）とされたことによるものだった。派遣ネットは、派遣元に課された「雇用安定措置」が機能していないとし、「派遣労働者の権利主張が可能となるような派遣法の抜本改正が必要」と指摘している。

ホットラインには2日間で145人から相談があった。雇い止めに関するものが61人で、相談者全体の42%。前回（16年）の22人・22%、前々回（15年）の13人・11%を大きく上回った。雇い止めの多くが「個人単位3年上限規制によるもの」という。

「10年以上同じ派遣元・先で働いている。先日とうとう契約打ち切りを通告された。理由は長く働いているというだけ」（受付業務・50代女性）などの深刻な相談が寄せられている。

15年「改正」では、期間制限のなかった専門26業務派遣をなくし、事業所単位で3年、個人単位で一律3年の上限規制を設定。3年の派遣見込みのある派遣労働者について（1）派遣先への直接雇用依頼（2）新たな就業先の提供（3）派遣元による無期雇用などの「雇用安定措置」を派遣会社に義務付けた（派遣見込みが1年以上3年未満の場合は努力義務）。

派遣ネットはこの雇用安定措置が「機能不全」と指摘する。実際に寄せられた声では、「2015年3月から派遣期間が3年を超えた。8月に突然9月末で終了と言われた。雇用安定措置みたいなことは全く示されていない」（40代・女性）「同じ派遣先で働きたいが、派遣先はパートでないと無理という回答。派遣元は無期雇用になるには派遣料金の値上げが必要という。結局、契約が切られそうだ」（30代・女性）などの実情が紹介されている。

そのほか、無期雇用になると交通費の分だけ時給が減額されるケースや、実際の労働条件と異なるいい加減な契約、「『かわいくないと更新できない』などと言われていた。ストレスが多く、メンタル疾患で通院し、退職した」（女性・事務職）など派遣先による深刻なハラスメントの実例も示されている。

.....  
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局（発行責任者：岡本）

136-0071 江東区亀戸7-8-9 松甚ビル2F 下町ユニオン内

TEL：03-3638-3369 FAX：03-5626-2423 E-mail：shtmch@ybb.ne.jp

.....